

Nuclear Weapon & Nuclear Test MONITOR

核兵器・核実験モニター

231
05/4/1

毎月2回1日、15日発行
1996年4月23日
第三種郵便物認可

軍事力によらない安全保障体制の構築をめざして

¥200

発行 ■ NPO法人ピースデポ/PCDS (太平洋軍備撤廃運動): Pacific Campaign for Disarmament and Security
223-0051 横浜市港北区箕輪町3-3-1 日吉グリーンネ102号
Tel 045-563-5101 Fax 045-563-9907 e-mail: office@peacedepot.org URL: http://www.peacedepot.org
編集責任者 ■ 梅林宏道・田巻一彦 郵便振替口座 ■ 00250-1-41182 「特定非営利活動法人ピースデポ」
銀行口座 ■ 横浜銀行 日吉支店 普通 1561710 「特定非営利活動法人ピースデポ」

日米の「共通の戦略目標」と在日米軍再編

沖縄と憲法が影の主人公

アジアの協調的安全保障への具体的ステップの提示こそ優先課題

2月19日に開催された日米安全保障協議委員会(いわゆるツー・プラス・ツー)によって見えてきた日米安保体制の現状については、本誌前号で紹介した。そこで出された「日米共同発表」は、長期的な日米安保体制にとって二つの重要な内容を含んでいる(「共通の戦略目標」の設定と日米安保協力の課題へのグローバル脅威の導入)しかし、一方では、それらがどのような形で具現するかに関しては、ほとんど合意に達していないことが明らかになった。在日米軍の再編を考えると、この認識が極めて重要である。

米軍再編の筋書き

2月19日発表の日米共同声明(本誌前号に抜粋)を読んだとき、私の予想に反して「沖縄に関する日米特別行動委員会(SACO)最終報告の着実な実施」という文言が書かれていた。これは、「普天間飛行場の辺野古沖新空港への移設方針」を再確認したと解することができる。しかし、そのインクの乾かぬ4日後に、ワシントン発で「代案が出れば辺野古案以外でも普天間移転を速めたい」という米軍の意向を各紙が報じた。代案に対する米軍の条件は、1.早期実現性、2.移転先は沖縄か本土(沖縄県内という報道もある)である。つまり2.19共同声明は、日米間の話を積み上げて行く一段階の声明に過ぎなくて、その中には実質的内容と形式的内容の両方が混在していると考えられる。

そこで、もう一度、米軍再編の本来の論理と今日までの経過を整理して、現状を正しく認識する必要がある。

本誌でしばしば示したように、米軍の世界態勢見直しは、次のような原理で出発した。

まず、米軍はこの再編で、同盟国の軍隊の役割を拡大・

強化し、より役に立つ米軍の協力者とすることを狙っている。フェイス国防次官は次のように言った。

「(態勢見直しによって)我々は同盟国の役割を拡大し、新しいパートナーシップを築きたい。...同盟国や友好国が彼ら自身の軍隊、軍事ドクトリン、戦略の近代化を助けることを目指している。同盟国や友好国と米国の再編に関する

今号の内容

日米「戦略対話」 影の主演は沖縄と憲法

米軍再編・主な動き(9)

「核軍縮:日本の成績表」の5年間

[資料]カーネギー国際平和財団の報告書

原子力艦事故の被害予測

再びデイビス・レポートに注目

米軍爆音訴訟に新局面

(米国防総省)方針を、在日米軍再編に対してストレートに適用することは、日米安保条約、さらには憲法9条を変えない限り不可能である。

議論をするとき、我々は、彼らと共に軍事能力を転換するような方法を探求している。(04.6.23.米下院軍事委員会におけるフェイス国防次官の証言)

また、海外基地が持つべき要件として、制約のない戦力投射基地として使用できるよう、次のような要求を掲げた。

「実際に基地を置いている場所で戦うことはありそうにないことなので、我々はそれらの軍隊を(そこから)迅速に展開する能力を持たせなければならない。この概念が成り立つためには、米軍は、受け入れ国の中へ、受け入れ国を通過して、そして受け入れ国から、スムーズに移動できる必要がある。このためには、我が同盟国や友邦との間に柔軟な法的制度や支援制度を確立することが極めて重要となる。(同上)

このような国防戦略上の理論的要請の他に、もう一つの実際的要請があることを、見逃してはならない。それは、財政的・軍事的資源の効率化である。米国内の米軍基地の閉鎖・再編(BRAC05)を議会と戦いながら強行していることが示すように、米軍予算を先端装備への投資に振り向けたいという米軍と軍需産業の圧力は極めて強い。さらに、その財政圧力の中で、いつ終わるとも知れない対テロ戦争に要求される兵員を確保しなければならず、すでに過重負担になっている兵員の有効活用を追求しなければならない。米軍世界態勢の見直しは、このようなお家の事情に応える「米軍合理化」の一環でもある。

在日米軍再編への適用

これらの方針を、在日米軍再編に対してストレートに適用することは、日米安保条約、さらには憲法9条を変えない限り不可能である。

まず上記の在日米軍基地を「戦力投射基地」とするという要求に関して言えば、日米安保条約の極東条項が明らかに障害となる。すでに、第7艦隊(司令部:横須賀)、第1海兵遠征軍(司令部:沖縄)、第18航空団(沖縄)、第35戦闘航空団(三沢)など、主要な米軍部隊は、事実上、極東条項を無視した作戦行動を繰り返している。しかし、日本政府も米軍も「極東条項」を公然と否定することはできず、「条約遵守」の形を整えなければならない。

また、同盟国軍隊の戦略や軍事ドクトリンの近代化を

図り、役割拡大をもくろむという米軍再編の狙いに関して見るならば、それはすでに周辺事態や武力攻撃事態における日米の「合同軍」化や、テロ特措法、イラク支援法などによる米軍支援として、近年取り組まれて来たことである。これらの試みは、憲法9条の極限的といえる拡大解釈によって実現したものの、もはや無理も限界に達しつつある。今回の米軍再編で、この問題に関して新機軸を実現するには、極めて強い政治的リーダーシップが要求される。現在の小泉内閣にそれは困難であろう。

フェイス国防次官やウォルフォウィッツ国防副長官に代表される米国防省のネオコン指導者は、このような日本固有の困難をどれだけ理解できていたか、はなはだ疑問である。少なくとも当初は、「敵が味方か」という二分法で対テロ戦争への有志同盟参加を迫った彼らの「踏み絵」論法を、日本に対する米軍再編問題においても適用しようとしたと考えられる。米陸軍第1軍団司令部のキャンプ座間移転、米空軍の第5空軍と第13空軍が統合した広域空軍司令部(少なくともその一部)の横田基地使用など、初期に表面化した「在日米軍再編計画」は、日米安保関係の困難を正面突破しようとする姿勢を想像させるものであった。昨年11月にフェイス国防次官が来日したとき、彼は日米同盟について警告した。「新しい環境に適應できる形に変えないと、長い将来にわたり同盟関係は維持できないだろう。」奇立ちを含むこの状況認識は、日米同盟に対する彼らの目からみた率直な認識であった。

宜野湾市の戦略的のろし

しかし、正面突破路線はすでに挫折を強いられていた。昨年10月24日、来日したパウエル国務長官と町村外務大臣は、閣僚によるハイレベル戦略対話によって、米軍主動で進んできた在日米軍再編をめぐる混乱の整理を図ることを打ち出したのである。混乱の直接の原因は、この問題に長年の経験を持つ外務省官僚の守旧路線と影響を受ける自治体の抵抗であった。

しかし、その背後に、米軍基地撤去を求める沖縄の猛烈な攻勢があることを見逃してはならないであろう。沖縄問題が前面に押し出されなければ、在日米軍再編に関する状況全体が、このように焦点化することはなかったであろう。

米軍にとって、沖縄基地問題は今回の米軍再編の主

(米国の)正面突破路線は、すでに挫折を強いられていた。...正面に押し出したのは、宜野湾市で上げられた戦略的のろしであった

眼ではなかった。それを正面に押し出したのは、宜野湾市で上げられた戦略的のろしであった。手前味噌になるが、その中で私たちのささやかな貢献もあった。

2003年12月2日、普天間基地をかかえる宜野湾市の伊波洋一市長は、SACO合意7周年に記念シンポジウムを開催した。ブッシュ大統領が11月25日に米軍世界態勢見直しの声明を発した直後であった。また、米議会では11月22日に「海外基地見直し委員会」の設置が立法化したばかりであった。シンポジウムにはブッシュ声明の全文訳と海外基地見直し委員会設置法の抄訳が資料として配付された。そして、打ち出されたのは、「米軍の世界的再編は沖縄基地削減の絶好のチャンスである」という明確な認識であった。

今日、沖縄県知事も同じ認識を語るようになっている。そして、普天間基地問題、ひいては沖縄基地問題全体が在日米軍再編問題の中心的課題の一つとなった。04年8月13日、「何時起ってもおかしくない」と言われていた普天間基地ヘリコプターの墜落事故が発生した。そのことが、日米両政府に危険の現実性を再認識させることになった。

米軍が掲げている「嫌われる所へは置かない」という「世界的米軍再編の原理」が、沖縄問題を訴える有力な論拠として利用された。ラムズフェルド国防長官は、しばしばこの言葉を口にしてきたが、2004年9月の議会証言がもっとも具体的であった。

「第一点は、部隊は要求され、歓迎され、必要とされる場所に配置すべきである。我が軍のプレゼンスや活動が、地元住民の不快を誘って受け入れ国の苛立ちになっている場合がある。好い例が、韓国の首都ソウルの特等地に我が軍の巨大な司令部が置かれている。これが多くの韓国人の長い間の怒りを買ってきた。(04年9月23日、米上院軍事委員会におけるラムズフェルド国防長官の証言)

「戦略対話」そして3段階路線

仕切り直して合意された在日米軍再編の道筋は、次のような3段階論である。

1. 日米の共通の戦略目標に合意する
2. 目標を実現するための日米の協力と役割分担を定める
3. それにしたがって基地・施設の再編成を具体化する

2月19日の共同声明は、このような文脈の中で「共通の戦略目標」を発表したものである。したがって、「共通の戦略目標」を読むときには、米軍基地・施設再編に関する着地点を導くという短期的な狙いと、その背後に横たわっている積年の日米同盟の矛盾に挑戦する長期的狙いの、両方を念頭に置かなければならない。

長期的に見てもっとも重要な合意は、「共通の戦略目標」の冒頭(第6項目)と具体的列挙(第10項)の第一番に掲げられている「グローバル脅威への対応能力」の維持という問題である(本誌230号の抜粋を参照)。すなわち、まず両国は「グローバル化した世界において諸国間の相互依存が深まっていることは、このような脅威が日本

(ネオコンは)長期的に見たとき米国の戦略の下で利益を得たいのかどうかを、日本の指導者に明確に問いかけている。

及び米国を含む世界中の国々の安全に影響を及ぼするという認識を共有した。そして、その認識を受けて「日米両国に影響を与える事態に対処するための能力を維持する」ことを、共通の戦略目標に掲げたのである。これは、自衛隊の海外派遣に対する一般法を策定する論拠となって行くであろう。

また、当面の問題としては、対テロ戦争の前線に立つ米陸軍第1軍団司令部のキャンプ座間移転を推進する基本論理として活用されて行くであろう。

共通の戦略目標の具体的列挙(第10項)のなかに、中国に関する項目が3項目も登場している。暗に中国の脅威をクローズアップさせる手法は、このような局面における米軍の常套手段である。つまり、米軍再編の狙いは本来グローバルな新しい状況に対処するものであったにもかかわらず、今に始まったことではない日本の近隣の脅威を煽ることによって、米軍プレゼンスそのものの合理化を図ろうとしているのである。中国を持ち出して、沖縄基地の戦略的重要性を印象づけようとしている。

1996年の日米安保再定義においても、日本周辺に差し迫った脅威がないという認識の上に、グローバル安保を打ち出すのが本来の目的であった。しかし、米海兵隊員による少女レイプ事件をきっかけに沖縄の基地を失いそうになって、米軍が慌てて持ち出したのが周辺事態であり、それに対処する日米防衛協力ガイドラインの改訂であった。

マスメディアに流される中国軍近代化への警戒論調にはこのような背景があることに、私たちは注意しなければならない。これには、何らかの米軍削減策を提案しなければならない米軍が、できるだけ質量両面において歩留まりよく沖縄基地を確保するための伏線が隠されている。

日米役割分担

いま進行しているのは、3段階路線における第2段階である日米役割分担に関する協議である。

ここでも、長期的に見て重要な事態が進行すると同時に、短期的な基地再編に関する世論懐柔策の両方が同時進行している。

長期的には、「同盟国や友好国が彼ら自身の軍隊、軍事ドクトリン、戦略の近代化を助けることを目指している」とファイブ次官が述べた内容が、着実に実行されて行くと思われる。

具体的には、近隣脅威への対処を建前にして、ミサイ

ル防衛のグローバルなシステム運用の片棒を自衛隊が担う任務分担が進行する。航空自衛隊と米空軍のこの面での日常的な戦略・教義作りと演習の計画・実施を行う体制が構築されてゆく。横田基地再編問題の核心はここにある。また、米陸軍第1軍団司令部は、周辺事態への役割分担を名目に掲げながらキャンプ座間に拠点を定め、実際には対テロ戦争において陸上自衛隊の能力をいかに活用するかについて、日常的な共同プランニング体制を獲得しようとするであろう。自衛隊海外派兵の一般法成立を睨みながら。

短期的には、米軍基地の自衛隊への返還と基地の日米共同使用といふ「役割分担」が浮上している。沖縄の危険状況の解消と負担軽減に関して、このような解決策はほとんど意味をなさないであろう。沖縄の基地を撤去して、既存の本土の自衛隊基地に集約する案ができれば、まずその論理について詳細に検討する価値はある。

協調的・地域安保の具体策を

米軍の世界的再編を、日本の安全保障政策の根本的転換のチャンスとして生かすことこそ、日本の市民にとって核心の問題である。その意味で、米国ネオコンの問題

提起は、私たちに手がかかろうと与えている。彼らは、長期的に見たとき米国の戦略の下で利益を得たいのかどうかを、日本の指導者に明確に問いかけている。

それに対して、明確にノーという立場に立たなければ、長期的な対案は立たない。日米安保体制を容認する日本の世論も、運命をそこまで米国に託していない。ここで「ノー」というか否かで野党と与党の基本的対立軸が見えてこないところに、日本の政治の不幸がある。ノーと言ったからといって、日米関係が悪化するほど日本は弱い国ではない(軍事的な意味ではない)ネオコンたちも認めているように、世界の相互依存関係は深く複雑である。

東北アジアの協調的安全保障についての具体的ステップを提案することこそ、米軍再編の渦中でなすべきことであると私は考える。私たちが繰り返し提案している「東北アジア非核兵器地帯」設立の提案や「日本の専守防衛地位の国連決議」の提案は、そのような具体的提案の一つである。(梅林宏道)

注)

1 『米軍再配備の5原則』『核兵器・核実験モニター』第218号 (2004年9月15日)

2 『沖縄タイムズ』(2004年11月16日)

米軍再編を巡る主な動き(9)

(2005年2月23日～3月15日)

沖タイ=沖縄タイムス、琉球=琉球新報。(作成:ピースデポ)

2月23日	米政府は普天間飛行場の名護市沖移設について、日本側から代替案の提示があれば見直し協議に応じるとの方針を訪米中の額賀福志郎・自民党安保調査会長、石破茂氏、前原誠司氏らに伝える。(朝日)	2月26日	山崎拓首相補佐官、来日中のアーミテージ前米国務副長官と都内で会談。普天間飛行場の移設問題で、山崎氏は「SACO最終報告にとらわれずに解決」と述べ、アーミテージ氏も「米国は柔軟に対応する」(日経)
2月23日	19日の日米安全保障協議委員会(SCC)を踏まえた在日米軍再編に関する米方針が判明。(1)4～6か月以内に「基本原則」年内に具体化案を策定(2)第5空軍と第13空軍の司令部統合は5月ごろまでに先行結論(3)厚木基地の空母艦載機の移転先確保と普天間飛行場の早期移設を最重要課題、が柱。(読売)	2月27日	町村信孝外相、テレビ番組で、米軍普天間飛行場の名護市辺野古沖への移設について「辺野古沖以外の可能性は排除しない」と述べる。
2月24日	日本政府、普天間基地返還のため名護市沖への移設計画を一時的に見直す方針を固める。SACO最終合意は堅持する一方、暫定的に米軍嘉手納基地や下地島、グアムなどに普天間機能を分散移転する案。(日経)	2月28日	沖縄県伊良部町(伊良部、下地島)の町商工会が、下地島空港への自衛隊誘致決議採択を求める要請文を町議会事務局に提出。(時事)
2月25日	沖縄県稲嶺知事、県議会で答弁。普天間飛行場の名護市沖移設見直し可能性の米高官発言に関し県内移設案には応じない姿勢。大野防衛庁長官、記者会見で計画見直しの可能性について「完全には否定しない」。(共同)	2月28日付	米軍再編で、米政府が米軍横田基地の第5空軍司令部にグアムの第13空軍司令部を統合、横田に司令部機能を集約する方針を固めたことが27日判明。(産経)
2月25日	守屋防衛事務次官、定例記者会見で普天間飛行場について、辺野古沖への移設を再検討する考えを示した。政府高官が言及したのは初めて。(琉球)	3月1日	大野功統防衛庁長官、時事通信社インタビューで、米軍基地の管理権を日本側に返還した上で、米側に提供する方式も協議対象との認識。
2月25日付	米政府は「普天間」機能の維持には、嘉手納基地以外に沖縄に米軍が使える滑走路がもう一本必要」と日本政府に要求していた。(琉球)	3月2日	町村信孝外相衆院予算委員会で、横田基地について「自衛隊が府中市にあることを視野に入れながら今後議論」と述べ、航空自衛隊航空総隊司令部の横田基地への移転を米側と協議していることを認めた。(毎日)
2月25日	米陸軍第1軍団司令部のキャンプ座間移転構想で、米側が、全面移転ではなく日本側が受け入れやすいよう組織を改編・縮小する案を検討していることが判明。(共同)12月8日、18日参照。	3月2日	政府、横田の航空管制返還を要求する方針を固める。米陸軍第1軍団司令部のキャンプ座間移転問題に絡め、一括調整の考え。(時事)
		3月4日	細田官房長官、定例会見で「SACO合意は今のところ堅持されている」と、普天間飛行場の県外移転に慎重な見方。
		3月6日	政府、米軍再編で米空母キティホーク艦載機拠点基地の協議を優先させる方針を決定。厚木基地から岩国基地への移転を軸に調整。(読売)

3月6日	日米両政府、米軍再編案で自衛隊、米軍制服組間の集中協議を計画。日米同盟の戦略性、軍事的合理性を高める狙い。(産経)	3月11日	大野防衛庁長官、記者会見で米軍再編の日米審議官級協議を15日にワシントンで開催することを明らかに。普天間飛行場の機能分散移転案についても検討対象との認識。
3月7日	光武佐世保市長、市議会代表質問で、佐世保商工会議所の米原子力空母誘致など佐世保港の軍港一本化提言について反対表明。	3月12日	マイケル・ハギー米海兵隊司令官、硫黄島の日米合同慰霊式典後、報道陣の質問に答え、米軍再編がアジア地域での大幅な海兵隊削減につながるの見方を否定。(共同)
3月7日	二井山口県知事、県議会で、岩国基地の米空母拠点化報道を受け「国から情報提供はないが、地元岩国市などの意向を尊重しながら対応」と答弁。	3月12日	政府、米軍再編で米軍三沢基地の管理権返還を求めていく方針。15日にワシントンで開かれる審議官級協議で提案する予定。(時事)
3月7日	難航する普天間飛行場移転について、1 輸送、2 給油、3 緊急時物資集積、の機能ごとに嘉手納、岩国、九州の自衛隊基地などに分散移転する案が政府内で浮上。(沖タイ)	3月14日	山口県、岩国市、由宇町は、岩国基地への厚木空母艦載機部隊移転問題で、固める前に地元自治体から意見を聴くよう外務省と防衛庁に要請。
3月8日	町村外相、記者会見で在沖縄海兵隊の駐留規模を一定程度縮小する方向で米側との協議に臨む考えを表明。	3月14日	訪米中の稲嶺沖繩県知事、ホワイトハウスで国家安全保障会議(NSC)のマイケル・グリーン・アジア上級部長と会談。同部長は「沖繩の負担が相当軽減されると発言。一方で県内を含め特定地域で基地負担が強化される可能性を示唆。(沖タイ)
3月9日付	在日米軍再編協議で、キャンプ・キンザー全面返還案が政府内で浮上していることが、8日までに判明。	3月15日	日米両政府、国防総省で在日米軍再編に関する日米外務・防衛審議官級協議を開催。「自衛隊と米軍の役割・任務の分担」、「個別の米軍施設・区域の再編案」について協議。
3月9日	政府は米陸軍新司令部キャンプ座間移転受入れの方向で調整に入った。米側によると、新司令部は広範な地域の作戦計画立案を行うが、実際の作戦行動の指揮は前線の「統合戦闘部隊」司令官が担うため当初計画より小規模。		
3月9日	大野防衛長官、参院予算委員会で、司令部受け入れにあたって安保条約の改定などは行わない考えを強調。		

核軍縮：日本の成績表・2005

これまでの5年間をふり返る

13+2項目

被爆60年の節目の年であり、NPT再検討会議を5月に控えた今年、「核軍縮：日本の成績表」プロジェクトは、最後の締めくくりとなる年を迎えた。3月25日に外務大臣に提出された「核軍縮：日本の成績表・2005 - NPT(13+2)項目に関する評価(以下、「成績表」)は、過去1年間を評価対象期間としていた昨年までと異なり、2000年NPT再検討会議以後5年間の日本政府の核軍縮努力を総合的に評価したものである。「成績表」冊子から、「成績表」および「総評と勧告」を抜粋して7~8ページに掲載する¹⁾。

「市民の視点から日本政府の核軍縮努力を評価し、AからEの5段階で採点する」というこのユニークな取り組みは、2002年に始められた。そのきっかけは、2000年のNPT再検討会議で、核兵器国が保有核兵器を完全廃棄するという「明確な約束」に合意し、核軍縮義務を定めたNPT第6条履行のための13項目の実際の措置を含む最終文書が全会一致で採択されたことにある。その13項目に、NPT第7条から日本に関係が深い2項目(「法的拘束力のある消極的安全保証」と「非核地帯の設置」)をあわせたのが「13+2項目」である。

重要な点は、これらの項目が、核兵器国にとっての課題であるだけでなく、日本のように「核の傘」に依存してい

る非核兵器国にも依存からの脱却という義務を課していることにある。2005年の次回NPT再検討会議に向け、日本政府が、この「13+2項目」の誓約をきちんと履行するという政治選択を行えるか否かは、まさに被爆国の政府としての真価を問うたのであった。「成績表」は、「13+2」それぞれの項目について日本政府にとって現実的で実行可能な「日本の課題」を設定し、個々の課題について具体的な評価を行うという手法をとってきた。

政府と市民の間で

「成績表」の評価を行ったのは、NGO活動家、専門家、被爆者ら10名からなる「評価委員会」²⁾である。その基本姿勢は、批判のための批判に終わらず、評価するべきところはきちんと評価しながら、政府の核軍縮政策を正確なデータをもって検証することにある。つまり、単に「評価はEであった」で終わらせるのではなく、「なぜEという評点を付けたのか」という理由をファクト・ベースで詳細に示し、国の政策に対する市民の側からの具体的な代案を提示することによって、説得力のある議論を展開するというものである。

この姿勢は、日本政府にも真摯に受け止められてきた。「成績表」は、2002年いらい毎年、外務大臣に提出さ



成績表を外務省に提出する評価委員。左から、田中熙巳、仁木三智子、土山秀夫、梅林宏道、右は小笠原一郎軍備管理・軍縮課長(3月25日)。敬称略。

れており、その際には評価委員と外務省の担当官との間で評価に関する率直な意見交換が重ねられてきた。また、「成績表」は関係国会議員にも配布され、さらに、英語版はNPT再検討会議準備委員会の場で、日本の市民の声を伝える貴重な資料として各国の政府代表者やNGO代表者に手渡されてきた。5月のNPT再検討会議に向けても現在英語版が作成中である。

「成績表」はまた、日本の市民自身の核廃絶努力を振り返る「点検表」でもあり、市民が情報に基づいた正当な論争を通して政府の政策を正していく力をつけるための一つの「ツール」として活用されることを願って作られてきた。各地で開催される評価会議(最も多かった2003年は、全国8か所・広島、長崎、和歌山、大阪、東京、横浜、藤沢、函館・で開催された)に加え、2004年からはインターネット上で「原案」を公開し一般市民からの意見が広く募集されるなど、毎年の「成績表」を策定する段階には多くの市民の参加がある。また、「成績表」の完成後は、それをテキストとして活用した学習会等も度々開催されてきた。これらの機会を通じて、市民が政府の核軍縮政策決定プロセスに主体的に関与していく一つの道筋がつけられたこと、また、日本の核軍縮努力の現状に関する正確な理解が促進され、市民自身の「平和力」ともいべき力が高まったことなどにも「成績表」プロジェクトの大きな意義があったと考える。

日本政府の奮起を

2000年以降の過去5年間を総合した評点は、初年度と変わらず落第点の「D」であった。その総合的な評価については、「総評と勧告」に詳しく述べた通りであるが、重要な点を以下に繰り返したい。

核兵器廃絶への道筋が見えていない世界の現状を前に、いま何より先求められているのは被爆国日本のリーダーシップである。「日本政府が変われば世界は変わる」という市民の期待は変わっておらず、日本政府の奮起が求められる。

問題の核心は、日本の安全保障に米国の核抑止力

が必要だという考え方からの脱却にある。核兵器への依存政策が、核軍縮政策を歪め、被爆国としての日本の道義的立場を弱めている。

核兵器に依存せずとも、多国間の協調的安全保障の枠組みを具体的に構築していくことにより、日本の安全を確保することは可能である。まずは、政府が「東北アジア非核兵器地帯」設立への意思を表明することが求められる。

過去5年間の評価の中で、政治レベルでの「日本のトップ」の外交方針が軍縮担当者の努力を台無しにする政策を打ち出すということが度々あった。国会議員をはじめ、政治のトップによる核軍縮への確固たるリーダーシップが必要である。

現状では、少数の軍縮担当者に過重な役割が負わされている。軍縮専門の政府機関としての「軍縮庁」の設置が求められる。

カーネギー報告書

日本政府の課題のなかで、もう一つ重要な点をあげておきたい。「13+2」項目の柱といえる第6番目「保有核兵器の完全廃棄の明確な約束」に関して、「成績表」は、2002年以来これまで一貫して、その「約束」を実行するためのプランの作成を課題として要求してきた。具体的には、日本政府が国連総会に毎年提出している「道程決議」において核兵器完全廃棄の約束を実行するためのプランの作成を核兵器国に要求すること、および、日本政府自身が核兵器依存を完全廃止する実行プランを作成すること、の2点である。

ここで注目すべきは、2005年3月に米シンクタンク「カーネギー国際平和財団」が出した報告書「普遍的な遵守」である³。同報告書は、核兵器または核分裂性物質の備蓄を持つすべての国に対して、核廃絶に向けた具体性のある実行プランである「ホワイトペーパー(白書)」を発行するよう求めており、この点において「成績表」が繰り返し訴えてきた要求にまさに合致するものである。「普遍的な遵守」から、該当部分を9ページに訳出した。米政府にも相当の発言力を持つ有力シンクタンクが、評価委員と同じ内容をもって核兵器国に勧告した意義は大きい。

(中村桂子)

注)

1 2005年版「成績表」の全文および02年、03年、04年版はピースデポのホームページに掲載している。

<http://www.peacedepot.org/themes/npt/List.html>

冊子は、一部500円で販売中。ご注文はピースデポ事務局へ。

2 評価委員(50名順)

梅林宏道(世話人、ピースデポ代表)

黒澤瀧(大阪大学)

竹村泰子(元参議院議員)

田中熙巳(日本被団協)

土山秀夫(元長崎大学学長)

都留康子(東京学芸大学)

仁木三智子(日本YWCA)

平岡敬(元広島市長)

前田哲男(東京国際大学)

森瀧春子(核兵器廃絶をめざすヒロシマの会)

3 「普遍的な遵守」(Universal Compliance)

<http://www.carnegieendowment.org/publications/index.cfm?fa=view&id=16593>

核軍縮：日本の成績表・2005

(2002～4年の成績はそれぞれ前年の努力への評価ですが、2005年の評価は2000年以後の努力の総合評価です)

NPT(13+2)措置	2002	2003	2004	2005
1 CTBT早期発効	D	B	B	B
2 核爆発実験のモラトリアム	D	D	D	D
3 CDでFMCTの5年以内妥結をめざす作業プログラム	B	B	B	B
4 CDに核軍縮を扱う下部機関を設置する作業プログラム	C	D	D	D
5 不可逆性の原則	E	E	E	E
6 保有核兵器の完全廃棄の明確な約束	E	E	E	E
7 ABM条約の維持強化とSTART過程の促進	E	-	E	E
8 米・ロ・IAEA三者構想の完成と履行	D	D	D	D
9 「国際的安定」と「すべてにとって安全保障が減じない原則」	D	D	D	D
a 核兵器の一方的削減	D	D	D	D
b 透明性の増大	D	E	E	E
c 非戦略核兵器の削減	D	D	E	E
d 作戦上の地位の低減	D	E	E	E
e 安全保障政策における核兵器の役割の縮小	E	E	E	E
f 全核兵器国が参加する核兵器廃絶過程	D	D	D	D
10 余剰になった軍用核分裂物質の国際管理と平和転用	D	C	C	C
11 究極的目標としての全面かつ完全軍縮	E	C	D	E
12 ICJ勧告を想起した核軍縮義務の履行に関する定期報告	D	D	D	D
13 検証能力のさらなる開発	D	D	D	C
+1 法的拘束力のある消極的安全保証	D	E	E	E
+2 非核地帯の設置	D	C	D	D
全体平均	D	D	D	D

CTBT = 包括的核実験禁止条約、CD = ジュネーブ軍縮会議、FMCT = 兵器用核分裂物質生産禁止条約、ABM条約 = 対弾道ミサイルシステム制限条約、START = 戦略兵器削減条約、IAEA = 国際原子力機関、ICJ = 国際司法裁判所

評点の説明

A

「核兵器依存からの脱却」という日本にとって核心的課題にとり組んだ。あるいは、世界的な核軍縮に重要な貢献をした。

B

「重要課題」(「評価理由の説明」で下線を引いたもの)に意欲的にとり組んだ。

C

「課題」の一部にとり組んだ。

D

「課題」「重要課題」にとり組まなかったか、とり組みが極めて不十分であった。幸いにも、そのことが世界的な状況悪化の直接の要因にはならなかった。

E

「重要課題」にとり組まなかった。一部にとり組んだとしても、被爆国として活かすべき貴重な機会を活かさなかった。(したがって「重要課題」が設定されていない項目にはE評価はない。)

奮起を求めます

●日本が変われば世界は変わる

広島、長崎の被爆から60年を迎える今、核兵器廃絶への道は深刻な行き詰まりを経験しています。ゴールへの具体的な道筋すら描けない状態です。この困難を克服するためには、大きな国際世論の盛り上がりと信念に満ちた政府レベルのリーダーシップが必要です。このいずれの分野においても、核兵器が比類のない非人道兵器であることを知る日本政府こそが、決定的な役割を演じることが可能です。

しかるに、NPT2000年再検討会議以来の5年間の日本の核軍縮努力に対して、私たちは、残念ながら、全体としてDという落第点をつけざるを得ません。状況を好転させることは可能である、日本政府が変われば世界は変わる、と私たちは信じます。日本政府の奮起を求めます。

●まず、核兵器依存からの脱却を

私たちは、2000年に合意された(13+2)項目の中間的措置に関する日本政府の履行努力を一つ一つ検証しました。その過程で、日本政府が米国の核抑止力に依存していることが、いかに日本の核軍縮政策を歪めているかを、具体的に再認識しました。たとえば、地下核実験再開に関する未臨界実験に対して反対の意思表示をしないのは、それが日本を守る核兵器の維持に必要だという米国の説明に逆らえないからです。また、非核兵器国に核攻撃をすることを非法にすることに消極的なのは、米国の「核の傘」が弱まることを心配するからです。さらに、新しい核兵器競争を生んでいるミサイル防衛を積極的に進める理由の一つは、米国の核戦略との一体化を維持するためです。

そもそも日本が核兵器に依存していることが、被爆国の道義的立場を決定的に弱めています。

私たちは、日本が、何よりもまず、核兵器依存の安保政策から脱却することを求めます。

●協調的安全保障への転換

核兵器に依存しなくても、日本の安全を確固たるものにするのは可能です。それは、平和憲法に基礎を置いて、多国間の協調的安全保障の仕組みを具体的に築いてゆく道を選ぶことです。過去5年間、(13+2)項目合意の履行を推進する立場から、私たちは「厳密な検証制度を備えた東北アジア非核兵器地帯」の設立を日本政府に促してきました。日本政府は、一般論としては非核兵器地帯を支持し、中央アジア非核地帯の設立には積極的な協力をしながらも、日本自身の政策としては消極的な態度を示し続けています。私たちは、日本政府が東北アジアにおいて協調的安全保障の道に進む証として、まず東北アジア非核兵器地帯設立の意思を表明することを勧めます。それは、進行中の6か国協議にも好影響を与えるでしょう。

●政治的リーダーシップの問題

成績表を付ける過程で、日本のトップの外交方針が軍縮担当部の努力を台無しにすることを経験しました。日本政府の突出したイラク戦争支持の政策が(13+2)項目履行努力を台無しにしたのは、その好例です。一方で「核兵器のない世界」に必要な検証制度を強化する努力に日本は投資し、成果を収めながら、一方で国連の検証は無能であるとしてイラクへの武力行使を支持したのです。

ここで、強調しなければならないのは、政治レベルでの確固たるリーダーシップ無しには、日本の核軍縮分野における国際貢献は覚束ないということです。その意味で、国会議員がこの問題に強い関心と影響力を発揮することを望みます。

●軍縮庁を設置する

最後に、確固たる政治的リーダーシップのもとに働く軍縮専門の政府機構として「軍縮庁」を設置することを勧告します。それは、日米安保体制との整合性もふくめて、軍縮、とりわけ核軍縮問題を包括的に扱う役所です。そこには、現在よりもはるかに多くのスタッフが配置され、NGOとの協力関係も強化されるべきでしょう。政府は世界に向かって「核兵器廃絶は日本の悲願」と事あるごとに口にしています。しかし、少数の担当者に過重の役割を負わせている現実、その主張と余りにも乖離しています。

普遍的な遵守

核安全保障への戦略 (抜粋)

カーネギー国際平和財団
2005年3月

(略)

軍縮

NPT第6条は、締約国に対し、「核軍備競争の早期の停止および核軍備の縮小に関する効果的な措置につき、誠実に交渉をおこなうことを約束する」ことを義務づけている。2000年には、条約締約国が「保有核兵器の完全廃棄を達成する」という明確な約束を行い、この義務は再確認された。

今日、核兵器国の政府高官の多くが、この誓約を深刻に捉える必要はないと考えている。これを受け、世界の他の多くの国々は、核兵器国が核軍縮の誓約を守っていないと考えており、不拡散の実施強化に二の足を踏んでいる。核兵器の生産計画を放棄した国々はどわけ失望の感を強めている。核不拡散努力への継続的な協力を確実なものにするために核軍縮へのより明確な誓約を要求している影響力の高い国々として、アルゼンチン、ブラジル、カナダ、ドイツ、日本、南アフリカ、スウェーデンがあげられる。核兵器を放棄するというこれらの国々の誓いを当然のものと考えてはならない。核兵器の選択肢という余地を残しておくために決定がなされたと受け止められている事例もある。より近いところでは、これらの国々は、効果的な不拡散体制の礎となる規定策定と実施において極めて重要な位置を占めている。

好むと好まざるに関わらず、米国および他の核兵器国は、これまで以上に直接的に軍縮問題に取り組まなければならない。近いうちに、5核兵器国は、1995年にNPTの無期限延長について世界各国を説得したときに行った誓約、および2000年のNPT再検討会議で採択された13項目の措置を遵守しなければならない。

(略)

このプロセスへの誓約をいっそう示すために、以下に列挙した一連の問いに答える「白書」の発行を核兵器または核分裂性物質の備蓄を持つ「すべて」の国に求めるよう核兵器国は、2005年NPT再検討会議の場を活用し、国連安保理に強く促すべきである。こうすることにより、米国および他の核兵器国は、軍縮問題に関して「防衛的」から「攻撃的」な戦略へと移行することができ

るであろう。加えて、核兵器国は、核軍縮の提唱者らを、高い理想を持ったスローガンを発することに留まらず、保有核兵器の廃絶のために乗り越えなければならない、非常に困難な技術面・政治面での安全保障問題に取り組ませるべきである。

核兵器を保有する国に対して：各国の保有核兵器を検証可能な形で廃絶し、それらに含まれる核分裂性物質を安全に廃棄するためには、どのような施設、能力、手順が技術的に求められるのか。解体および廃棄の段階的プロセスには、物理的にどれくらい時間を要するのか。兵器の設計に関する機微情報やその他の知識を「拡散」から防護しつつ、核軍縮の国際検証を可能にするにはどのような技術や手順が必要とされるのか。

核兵器物質を保有するすべての国(イスラエルを含む)に対して：生産されたすべての核分裂性物質に対する説明責任を持つために国家はいかなる能力を持つべきか。認知されている核兵器国のほとんどが遠い過去に行った核兵器物質の生産に関する正確な記録を保持していないとすれば、保有核兵器を廃絶した、またはそもそもはじめから一度も保有したことはないと主張しながらも、一方で物質や兵器を密かに隠しているような国は存在しないという強い確信を与えるためには、国家はどのような手順や政策を推奨するのか。

安全保障措置下に置かれていない核分裂性物質を保有しているすべての国家に対して：最後の1つの核兵器を検証可能な形で廃棄し、最後の1キロの核分裂性物質をIAEA保障措置の下に置くことに先立って軍縮の検証を行う際に、国家はどれほどのレベルの信頼を必要とするのか。

プルトニウム分離をはじめとする原子炉燃料の製造は、今日よりさらに拡散の危険に過敏であろう核兵器のない世界に適しているだろうか。その製造は現在と異なる方法で管理される必要があるだろうか。もしそうであれば、それはなぜか、そしていかなる方法でか。原子力発電が費用の面で示唆するものはなにか。

このような質問を投げかけ、そして答えたいことは、核兵器国(そして核分裂性物

質の備蓄を持つ国々)にとって、自分たちが軍縮の義務を真摯に受け止めていることを証明する最短の方法である。政府の世界では、官僚的な仕事の割り当てが行われない政策など事実上存在しない。白書を用意するという任務が機関または個人に与えられるということは、目的の重大性を示し、政府内において軍縮問題に焦点を当てることになり、また、最も重要な点として、保有核兵器のない世界を創るために乗り越えなければならない極めて大きな試練について、細部を明らかにする手段を与えることにもなる。

発行される白書は、国際的な会議の場で扱われるべきである。現在、最も明確に可能性があげられるのはジュネーブ軍縮会議またはIAEAである。インド、イスラエル、パキスタンは、これらの機関の参加国として、ここに述べたような白書を作成することが期待される。さらに、これら白書の一般向け版は、これらの諸課題に関心を持つ、関心ある市民、NGO、そして政府間機関による分析や議論のために公開されるべきである。英国はこの重要な先例となる取り組みを開始している。

白書についての国際的な議論は、核軍縮の課題への正しい理解を押し進めるであろう。核兵器を持つ国だけでなく、核物質および関連施設を保有するすべての国々は、より高い透明性を達成しなければならないであろう。核兵器物質に関する説明における不足は必然的なものであり、今日のレーダー・スクリーンに映らない国際安全保障の課題を提起している。端的に言えば、完全な核軍縮への挑戦とその利点に関する期待は、その対価として相当の精密な調査を受けることになるであろう。

米国およびその他の不拡散体制の創始者たちは、核の「持てる者」持たざる者との間の不平等性がいずれは不安定なものになると認識していた。核軍縮を追求するという義務はこの認識に起因するものである。もし、検討を行ったうえで、最後の核兵器を廃絶するという課題があまりにも不確実性をはらんだものであり、技術的、政治的、経済的に要求が高すぎるものであるとされた場合は、核の秩序を守るための代替策が見つけれなければならない。これには、将来の好望が補正される必要があるという理解の共有が必須である。これらすべては、NPTの基盤の上に成り立つものであり、この戦略報告書で概括したような普遍的な規定および機構の枠組みのなかで実施されうることである。(略)

(訳:ピースデポ)

『
デイス・レポート
を知っていますか？』

1988年、各紙一面で大きく報じられた 原子力軍艦事故のアセスメント。 今まさに必読の資料として注目されています。



米海軍横須賀基地に配備されている空母キティホークの後継艦問題をめぐり、原子力空母配備の可能性も伝えられ、核事故に対する不安が高まっています。

このレポートは、日本の市民運動の委託を受けて環境科学者ジャクソン・デイス博士（米カリフォルニア大）が1988年に実施した、日本での原子力艦船核事故についてのショッキングなシミュレーション・レポートです。

横須賀、佐世保および呉港停泊中の原子力艦船で、原子炉がメルトダウン事故を起こした場合と、核兵器が火災を起こしてプルトニウムが燃焼するという重大な核事故が起きた場合のいくつかの想定核事故シナリオを、米国原子力規制委員会（NRC）モデルを使って、場所を特定し定量的にその影響を計算。事故の結果、人口過密な都市周辺上空に放射性物質が拡散、膨大な死者と住民避難の問題、深刻な環境汚染について詳細に報告しています。また地域経済、国家経済への多大な影響を警告しています。以下はシミュレーション結果の抜粋です。

横須賀：軍艦推進用原子炉事故の例

停泊中の軍艦での重大な原子炉事故が4時間継続した場合を想定。事故で生じた放射能物質の雲は、最も普通の風向きで想定すると東京中心部をほとんど包み込む。放射能雲は、原子炉特有の混合した核分裂生成物を含む。重大な放射能汚染と放射能による死者が想定される地域は事故地点から直径100キロ以上で千葉、八王子、平塚などが含まれる。放射能雲の進む経路での人間の被曝は、大気照射、吸入、および地上照射の形をとり、短期的な（被曝の）死者は25,000人弱、放射性降下物による中・長期的被曝による死者は最初の1週間で25,500人強増加、その後の1年間でさらに27,000人が加わる。さらに同数の重度の遺伝的障害による死者が出るであろう（合計は155,000人）

佐世保：軍艦での核兵器事故の例

停泊中の軍艦での重大な原子炉事故により、微粒子状で煙霧状のプルトニウム239を含む放射能雲が発生。人口密度が低いため損害は横須賀/東

京に比較して少ないが、短期的被曝の死者2,700人強、1週間の地上照射で2,200人弱、長期的被曝3,000人強となるであろう。さらに同数の重度の遺伝的障害による死者が出るものと予想される。

政府文書にも引用

内閣府中央防災会議「原子力艦船の原子力災害対策」資料（2001年10月）

1988年ジャクソン・デイス教授：原子力潜水艦による放射能放出事故のシミュレーション。風下10キロの住民が、遺伝障害も含め15万人が死亡する。

原子力艦船核事故の担当部局である内閣府災害応急対策担当・原子力艦船災害対策担当職員にピースデポが先日電話で尋ねたところ、現在まで、デイス・レポートに匹敵する研究は国内に存在せず、今後も政府として同様のシミュレーションを行う計画はないとのことであった。

『日本の港に停泊した軍艦における核事故』（デイス・レポート）

横須賀、佐世保、呉に対する想定事故シナリオの定量的分析

著者：W・ジャクソン・デイス博士

体裁：A4版330ページ（日本語150ページ、英文180ページ）、日英対訳

発行：核事故をアセスメントする会（代表：大石武一 / 元環境庁長官）

翻訳責任：梅林宏道

発行日：1988年6月

特別価格：1,500円（会員1,000円）

基地騒音訴訟

被害を過少に見積もる国の動きに警戒を

飛行差し止めこそが最良の解決策

新嘉手納爆音訴訟における後退判決

2月17日、新嘉手納爆音訴訟の第一審判決が那覇地裁において出された。

新嘉手納爆音訴訟は、6市町村(石川、沖縄、具志川の3市、嘉手納と北谷の2町、読谷村)の住民5541人によって2000年3月に提訴されたマンモス訴訟である。1982年に提訴され、1998年に判決が確定した旧訴訟に引き続いて起こされている。旧訴訟の一審判決ではW値(うるささ指数)が80以上の地区を損害賠償の対象とし、控訴審判決ではW値75以上80未満の地区も損害賠償の対象とした。旧訴訟では、原告867人に総額約13億7000万円の支払いを国に命じた。厚木基地や横田基地などにおける一連の基地騒音訴訟では、夜間飛行の差し止め、過去の損害賠償、将来の損害賠償に関して争われ、W値75以上の地区の過去の損害賠償のみを認める判決が定着してきた。

判決において、飯田恭示裁判長はW値85以上の地区での損害賠償を認め、原告3881人に約28億円の支払いを命じた。しかし、飛行差し止めの請求は、「支配の及ばない第三者の行為の差し止めを請求するもので、主張自体が失当」と退けた。主権免除を理由に対米請求も却下された。従来どおり、将来の損害賠償も認められなかった。

新嘉手納爆音訴訟で特に焦点となったのは、身体的被害の立証についてである。旧訴訟でも苛立ちや不快感といった心理・精神的な被害については認められたが、身体的被害の認定は原告ごとの客観的な立証がないとして退けられた。それゆえ、原告弁護団は、1999年に沖縄県がまとめた「県航空機騒音による健康影響調査報告書」で聴力損失者と認定された4人の原告に関して、全国の航空機騒音訴訟で初めて騒音性聴力損失を個別に立証した。しかし、裁判長は騒音と身体的被害の因果関係を認めなかった。報告書の調査メンバーだった京都大学の平松幸三教授が「学者として証明し尽くしたと考えている¹」というほどの精度な個別立証であったが、裁判所は後ろ向きな結論を出した。

W値85以上の地区というこれまでになく狭められた範囲でしか損害賠償が認められなかったことで、約3分の1の原告が切り捨てられた。旧訴訟控訴審がW値75以上の地区での損害賠償を認めたのと比べて大きな後退判決であった。裁判長は「区域指定から27年が経過している。W値80、75の区域では、ほとんどの日数において環境基準が達成されている」と国側の主張に沿ってその理由を述べた。

2月24日、原告団は地裁判決を不服として、福岡高裁那覇支部に控訴した。国もまた、2月28日、過去の損害賠償額などで不服として控訴した。

W値分布の見直し

嘉手納基地周辺では、防衛施設庁が2月21日から一週間の日程で始まった調査を皮切りに、数回に分けて28年ぶ²となる騒音測定調査を開始した。W値分布見直しも視野にいれているとみられ、地元からは「国が実施する騒音対策措置の規模縮小につながる動きではないか」と懸念する声が上がっている。実際、2003年度に騒音測定調査が行われた横田基地周辺では、調査後、防衛施設庁が住宅防音工事助成対象区域を現在の約5000ヘクタールから、約2500ヘクタールに半減させる方針を固め、地元自治体に説明していたことがわかっている²。

防衛施設庁が報告書としてW値分布の見直しを示したのは、2002年7月に提出された『飛行場周辺における幅広い周辺対策の在り方に関する報告』においてである³。同報告書において、配備機種⁴の性能向上等が騒音の低下につながり、事実上の音源・運航対策となっているため、昭和50年代に測定されたW値分布を見直すべき旨が述べられている。また貴重な財政資源を効果的に使用するためにも、W値分布の見直しが必要であると述べられている。同報告書に沿う形で防衛施設庁は横田基地、厚木基地、小松基地、松島基地でもW値分布の見直しを実施しており、今後横田基地以外でも助成対象区域が縮小される可能性が出ている。

財政負担軽減へ姑息な手段

防衛施設庁は、訴訟と最近の騒音測定調査とは関係がないと否定しているが、実際にはW値分布の見直しによって国の財政負担を削減する意図があることは上記の経過から明らかである。報告書以前からも国側は新横田基地公害訴訟などでW値分布の見直しを示唆していたのだが、その理由として訴訟の賠償金及び住宅防音工事をはじめとする周辺対策費の増大があげられるだろう。新横田基地公害訴訟や新嘉手納爆音訴訟がマンモス訴訟であることから、従来までの基準では国の賠償額は莫大な額となる。加えて、地位協定によれば賠償額の75%を負担するはずの米国が支払いを拒否しており、日本政府は賠償額の肩代わりをしなければならないという問題も継続している⁴。

W値分布に基づいて基地騒音訴訟の損害賠償額を決めてきた経緯があるため、国はW値分布の見直しにより賠償額を削減することが可能である。また、住宅防音工事をはじめとする周辺対策費の削減も同時に可能となる。国がマンモス訴訟で増大する損害賠償や騒音対策費の財政負担を避けるための方策として、W値分布の見直しに乗り出したということが十分に考えられる。

国の対策は、本来の抜本対策となるべき音源対策、すなわち航空機騒音の規制・差し止めではなく、対処療法としての防音工事や損害賠償に終始している。その上、米軍基地に関して言えば、地位協定上賠償額を負担すべ

12ページへつづく 11

き米国に対して強く当たるのではなく、W
値分布の見直しを通じて基地周辺住民に
負担増大を転嫁しようとしている。新嘉手
納爆音訴訟に対する地裁判決は、このよ
うな国の思惑と軌を一にしており、私たち
は強い警戒心をもって今後を見守らなけれ
ばならない。根本的に問われるべきは、人
権を冒して犠牲を強いている騒音の公共
性とは何か、という問題である。(林公則)

- 1 2005年2月19日「琉球新報」
- 2 2005年2月24日「沖縄タイムス」
- 3 防衛施設庁HP <http://www.dfaa.go.jp/>
- 4 2004年5月14日「琉球新報」

日誌

2005.3.6 ~ 3.20

作成: 中村桂子、林公則

DOD = 米国防総省 / EU = 欧州連合 / MD =
ミサイル防衛 / MOX = ウラン・プルトニウム混
合酸化物 / NPT = 核不拡散条約 / QDR =
(米) 4年定期国防見直し

3月7日 ライス米国防務長官、ブッシュ大統領が
ホルトン国防次官を国連大使に指名する決定を
行ったと発表。

3月8日 政府、ニューヨークで5月に開かれる
NPT再検討会議に町村信孝外相を派遣する方
向で検討に入る。共同。

3月9日 大野防衛庁長官、参院予算委員会
で、ミサイルでの敵基地攻撃能力について「わが
国の専守防衛とはまったく違う。そういう考えは今
後も持たない」。

3月9日付 米原子力規制委員会、8日までに、
ノースカロライナ州カトーバ原子力発電所でのMOX
燃料の使用を認可。

3月10日 パキスタンのラシッド情報・メディア
相、カーン博士が核兵器製造にも用いられる遠心
分離機をイランに複数供与したことを明らかに。

3月10日 欧州議会本会議、6か国協議にEU
が参加できるよう EU首脳会議などに取り組みを
求める決議案を採択。

3月10日 ラドメーカー米国防務次官補とロドマ
ン米国防次官補、議会公聴会で、中国は「大量破
壊兵器関連技術の主要な供給源」と強く批判。

3月11日 ライス米国防務長官、米政府がイラン
に対する経済的見返りを容認する決定を行ったと

ニューヨーク 国連ワーク ショップ

今年もピースデ
ポは、北東アジ
ア非核地帯を
テーマに、NPT
再検討会議会
期中のニュー
ヨーク国連で日
韓NGO共催ワー
クショップを開催
します。

被爆者は北東アジア非核地帯を訴える 証言とユース・アクション

2005年5月10日(火) 午後3 - 6時
ニューヨーク国連本部内会議室E
共催:ピースデポ、平和ネットワーク(韓国)

発言者(予定、敬称略):	<長崎被爆者>
梅林宏道(ピースデポ代表)	田中熙巳(日本被団協事務局長)
<広島被爆者>	廣瀬方人(長崎の証言の会代表委員)
郭貴賢(在韓被爆者)	<ユース>
小西愷(日本被団協事務局長)	ジョン・ウクシク(平和ネットワーク代表)
	安原はづき(ピースポート) 他

<お問合せ:ピースデポ 担当・中村 まで>

する声明を発表。

3月14日 中国の全人代、台湾独立阻止をめぐ
らず「反国家分裂法」を採択。

3月14日付 13日付の英サンデー・タイムズ
紙、イランに対する外交努力が失敗した場合、イ
スラエルがイランの核施設を奇襲する計画を立
てていると報道。

3月15日 在日米軍再編に関する日米外務、
防衛の審議官級協議がワシントン郊外のDOD関
連施設で開催される。

3月17日 イスラエル検察当局、モルデハイ・
バヌア氏が出所条件だった外国人記者との接触
禁止に違反したとして起訴。

3月18日 米DOD、次期「四年定期国防見直し
(QDR)」の基礎となる、「国防戦略」と「軍事戦略」
を発表。

3月18日 小泉首相、参院本会議でのMDシス
テムの導入に関する質疑で、米国など第三国を
狙った弾道ミサイルは迎撃しない考えを示す。

3月18日付 英フィナンシャル・タイムズ紙、01
年のウクライナからイランと中国へのミサイル不正
輸出をウクライナ政府が認めたと伝える。

3月19日 パキスタン軍、核弾頭搭載可能な中
距離弾道ミサイル「シャヒーン-2(別名ハトフ6)」の
発射実験に成功と発表。AP通信。

沖縄

3月9日付 在日米軍再編協議で、キャンプ・キ
ンザー全面返還案が政府内で浮上していること
が、8日までに判明。

3月9日 那覇市空港内駐車場でライフル銃を
所持した海兵隊員が確認され、警察官によって任
意同行。

3月14日付 名護市辺野古沖代替施設建設
で、防衛施設庁が掘削地点の数を絞り込む検討
を、13日までに開始。

3月14日 訪米した稲嶺憲一知事、ホワイトハ
ウスなどで在沖海兵隊の県外移転などを要請。

3月14日 フィリピン政府筋が、在沖米軍のフィ
リピン移駐をめぐり、日本政府と閣僚レベル協議
を行う意向を表明。

3月15日 米海軍の原潜オリンピアが10時50
分頃から約10分間、ホワイトビーチに寄港。

3月16日 伊良部町議会3月定例会で、下地島
空港への自衛隊誘致を審議。可決。宮古圏域で
の空港軍事利用反対の意思統一にひび。

3月16日 米軍ヘリ沖国大墜落事故現場の黒
焦げになったまま残る壁の取り外しが決定。

3月17日 米軍ヘリ沖国大墜落事故に関する
文書の部分開示の決定が情報公開法に違反する
などとして、男性が国を相手に提訴。

3月17日 フィリピン国軍筋は17日、ミンダナオ
地方バシラン島で4月5日から1ヶ月間、在沖米軍
と合同軍事演習を実施することを明らかに。

3月18日付 県が2005年度に民間法人に委託
する形で、米軍基地関連の米情報収集を解する
ことを決定。

3月19日付 小泉純一郎首相が昨年11月の日
米首脳会談でブッシュ大統領に対し、沖縄の負
担軽減を要請していたことが判明。

3月19日 在日中のライス米国防務長官、米軍の
撤退が経済に悪影響となるとの見方を暗に示す。

今号の略語

BRAC = (米軍基地の)閉鎖・再編
NPT = 核不拡散条約
NRC = 米原子力規制委員会
SACO = 沖縄に関する日米特別行動
委員会

ピースデポの会員になって下さい。

会費には、『モニター』の購読料が含まれています。会員には、会の情報を伝える『会報』が郵送されるほか、書籍購入、情報等の利用の際に優遇されます。『モニター』は、紙版(郵送)か電子版(メール配信)のどちらかを選択できます。料金体系は変わりますが、詳しくは、ウェブサイトの入会案内のページをご覧ください。(会員種別、会費等については、お気軽にお問い合わせ下さい。)

ピースデポ電子メールアドレス:事務局 <office@peacedepot.org> 梅林宏道 <CXJ15621@nifty.ne.jp>

田巻一彦 <tamaki@pw.catv.ne.jp> 中村桂子 <nakamura@peacedepot.org> 丸茂明美 <marumo@peacedepot.org>

宛名ラベルメッセージについて

会員番号(6桁):会員の方に付いています。「(定)」:会
員以外の定期購読者の方。「今号で誌代切れ、継続願いま
す。」「誌代切れ、継続願います。」:入会または定期購読の更
新をお願いします。メッセージなし:贈呈いたしますが、入
会を歓迎します。



次の人たちがこの号の発行に 参加・協力しました。

秋山祐子(ピースデポ)、田巻一彦(ピースデポ) 中村桂
子(ピースデポ) 丸茂明美(ピースデポ) 青柳絢子、大
澤一枝、津留佐和子、中村和子、林公則、梅林宏道